

# 四輪以上及び三輪の軽自動車の税率

| 車 種         |        |     | ★旧税率   | ★新税率    | ★重課税率   | ナンバー区分（例）                                                                   |
|-------------|--------|-----|--------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 軽三輪         |        |     | 3,100円 | 3,900円  | 4,600円  | ・白地のナンバー<br>（33秋あ～）                                                         |
| 軽<br>四<br>輪 | 乗<br>用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円  | 8,200円  | ・黒地に黄色の字体<br>（秋田50り～）                                                       |
|             |        | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 | ・黄地に黒色の字体<br>（秋田50～、秋田580～）<br>・白地のナンバー<br>（8秋え、け、こ、さ、す、88秋あ）<br>・レンタカー（わ～） |
|             | 貨<br>物 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円  | 4,500円  | ・黒地に黄色の字体<br>（秋田40り～、宅急便等）                                                  |
|             |        | 自家用 | 4,000円 | 5,000円  | 6,000円  | ・黄地に黒色の字体<br>（6秋～、66秋～、秋田40～、秋田<br>480～など）<br>・レンタカー（わ～）                    |

※初度検査年月とは軽自動車検査協会に初めて登録申請し受理された年月のことで、中古車の場合は最初のオーナーによる登録年月になります。新車、中古車どちらの場合も車検証（自動車検査証）に「初度検査年月」として記載されています。

**★旧税率** 平成27年3月31日以前に初度検査を受けた軽自動車については、重課税率に該当するまで現在の税率から変更ありません。

**★新税率** 平成27年4月1日以後に初度検査を受けた軽自動車から新税率が適用されます。

**★重課税率** 四輪以上及び三輪の軽自動車税の重課について

初度検査から13年を経過した軽自動車へは重課税率が適用されます。※下図参照  
ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車並びに被牽引車は重課対象から除きます。

13年経過の判定例

| 初度検査年月          | 重課対象       |
|-----------------|------------|
| 平成24年3月以前       | 令和7年度課税分から |
| 平成24年4月～平成25年3月 | 令和8年度課税分から |

【例】四輪自動車（乗用・自家用）

